

東京都板橋区資源環境審議会条例（平成9年板橋区条例第30号）第2条第1号の規定に基づく答申を得るため、下記の事項について諮問します。

平成29年4月24日

東京都板橋区長 坂 本 健

記

諮問事項

板橋区一般廃棄物処理基本計画（第四次）の策定について

諮問の趣旨

平成24年3月に人と環境が共生する循環型都市「エコポリス板橋」を実現することを基本理念として、「板橋区一般廃棄物処理基本計画（第三次）」（以下、「第三次計画」という。）を策定し、本計画に基づき様々なごみの発生抑制やごみの減量化に向けた施策を実施してきました。

第三次計画の策定以降、国においては、第三次循環型社会形成推進基本計画が平成25年5月に策定され、「質」にも着目した循環型社会の形成として、再生利用よりも優先順位の高い発生抑制及び再利用の取組等を進めることとしています。

このように、廃棄物行政を取り巻く状況が変化していることから、区においても廃棄物の減量施策として、発生抑制及び再利用について、積極的に対応することが求められています。

また、平成29年度は、第三次計画を策定してから6年が経過すること等を踏まえ、第三次計画の進捗状況を検証・評価し、廃棄物施策の再構築と強化を図り、板橋区一般廃棄物処理基本計画を策定します。

つきましては、人と環境が共生する都市「エコポリス板橋」の実現に向け、板橋区一般廃棄物処理基本計画（第四次）の策定についてご審議をお願いします。